

第1章 計画策定の経緯と目的

1 計画策定の経緯

史跡キウス周堤墓群は縄文時代後期後葉の集団墓地群であり、文化財保護法により昭和54年（1979）10月23日に史跡指定された（文部省告示第160号）。

千歳市教育委員会は、昭和62年（1987）以降、史跡の見回り看視、枯損木の処理等の環境整備を地域住民に委託して、史跡の維持管理を実施している。また、平成7年（1995）に史跡見学者に供する解説板を設け、平成20年（2008）に見学者用バス待機場（駐車場）を指定地の南に整備し、平成26年（2014）には遺構等の説明板を暫定的に設置して、史跡の公開に努めてきた。

平成21年（2009）8月、千歳市は、文化財保護法第113条第1項及び第172条第1項の規定に基づく管理団体に指定された（文部省告示第20号）。このことから、市は平成23年（2011）3月策定の「千歳市第6期総合計画」（平成23年度～平成32年（2020）度）の中で、史跡の保存、管理及び公開・活用を取り組むべき基本的施策に位置づけた。また、平成24年（2012）12月、キウス周堤墓群は、世界遺産暫定一覧表記載資産「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の構成資産に追加された。これらを契機として、千歳市教育委員会は史跡キウス周堤墓群の保存管理計画の策定に動き始め、文化庁文化財部記念物課史跡部門（当時）、北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課による指導、助言を受け、平成27年（2015）3月の北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議による提言（『北海道縄文遺跡群保存管理計画に対する提言書』）を踏まえて、平成28年（2016）1月、『国指定史跡キウス周堤墓群保存管理計画』を策定した。

一方で、文化庁は史跡のより万全な保存を目指す観点から、史跡指定範囲が詳細分布調査等を経ずに周堤が現存し現地表面の起伏で周堤墓の形を視認できる公有地、民有地を対象区域としていた経緯を踏まえ、第一に指定地の隣接地区において地表からは確認できない周堤墓及びこれに関連する遺構群等の有無を調査し、遺跡の広がりに関する情報を得る必要があることを指摘し、千歳市教育委員会はこれを受けて史跡保存管理計画の策定に先立ち、平成25年度から史跡指定地隣接地区における保存目的の確認調査（発掘調査）・現況測量及び事業報告書作成を行った。

この発掘調査と現況測量の成果をもって、平成31年（2019）1月、千歳市教育委員会は文化財保護法第189条の規定に基づき、史跡の追加指定について意見具申を行った。令和元年（2019）6月の文化審議会の答申を経て、史跡キウス周堤墓群は同年10月16日に追加指定された（文部科学省告示第83号）。

千歳市教育委員会は「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産一覧表への記載を推進する中、追加指定の答申を受けて、史跡キウス周堤墓群の保存活用事業を適切に実施するため、令和元年7月から「史跡キウス周堤墓群保存活用計画検討委員会」による専門的見地からの調査検討を経て、令和2年（2020）8月28日に保存管理計画の増補・改訂と活用・整備の方針等を盛り込んだ『史跡キウス周堤墓群保存活用計画』を策定し、翌年2月22日に文化庁長官から認定を受けた。

検討委員会での保存活用計画の検討がほぼ結論に達したのに伴い、史跡キウス周堤墓群の保存・継承と活用・公開の両立を図るための整備基本計画の検討に入り、令和2年7月から「史跡キウス周堤墓群整備基本計画検討委員会」による専門的見地からの調査検討を経て、令和3年（2021）12月21日に『史跡キウス周堤墓群整備基本計画』を策定した。

2 計画の目的

本計画は、千歳の縄文文化の魅力を発信するために史跡キウス周堤墓群を適切に保存し、地域の歴史資源、文化資源、教育資源として活用し、市民とともに、その価値を後世に継承していくことを目的としている。この基本計画は、以上の目的を踏まえて、令和2年（2020）8月に策定した史跡キウス周堤墓群保存活用計画に基づき、史跡の整備に向けた基本的な考え方と具体的な整備方針をまとめたものである。

3 委員会の設置

史跡キウス周堤墓群整備基本計画の策定に当たり、整備に向けた基本的な考え方と具体的な整備方針その他必要な事項を検討するため、千歳市教育委員会は、令和2年（2020）7月、「史跡キウス周堤墓群整備基本計画検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を附属機関として設置し、翌年度にかけて現地視察を含む4回の会議を開催した。検討委員会は、学識経験者、千歳市文化財保護審議会委員から構成された。検討委員会では、文化庁文化資源活用課並びに北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課の指導助言を得た。

◇史跡キウス周堤墓群整備基本計画検討委員会名簿

◆検討委員会委員

区 分	氏 名	備 考
学識経験者	◎ 佐藤正知	元文化庁文化財部記念物課史跡部門主任文化財調査官
	よし 吉田 恵介	札幌市立大学名誉教授
	こ 小杉 康	北海道大学大学院文学研究院教授
千歳市文化財保護審議会	○ やま 山田 悟郎	元北海道開拓記念館主任学芸員

(◎委員長、○副委員長)

◆指導助言者

区 分	氏 名	備 考
オブザーバー	なか い 中井 将胤	文化庁文化資源活用課整備部門（記念物）文化財調査官
	にし わき つ な 西脇 対名夫	北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課課長補佐（文化財調査係担当）
	あか い ふみ と 赤井 文 人	北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課文化財保護係 専門主任

◇審議経過

会 議	開 催 日	主な議題等
第1回会議	令和2年9月28日（月）	史跡キウス周堤墓群整備基本計画の構成（案）、来訪者動線（案）の検討
第2回会議	令和2年11月9日（月）	現地指導（来訪者動線、見学ポイント（案）ほかの検討）
第3回会議	令和3年5月26日（水）	史跡キウス周堤墓群整備基本計画（全体案）の検討
第4回会議	令和3年6月23日（水）	史跡キウス周堤墓群整備基本計画（全体案）の検討

◇要綱

史跡キウス周堤墓群整備基本計画検討委員会設置要綱（令和2年6月29日教育長決裁）

（設置）

第1条 史跡キウス周堤墓群の整備基本計画（以下「整備基本計画」という。）の策定に当たり、有識者等の助言を求めるとともに、意見を計画に広く反映させるため、史跡キウス周堤墓群整備基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、史跡キウス周堤墓群の具体的な整備等についての基本方針その他必要な事項を検討する。

（組織等）

第3条 委員会は、史跡の保存活用及び整備等に関する学識経験者、地域住民及び市民団体、その他教育長が必要と認める者7人以内をもって組織し、委員は、教育長が依頼する。

2 委員会は、史跡キウス周堤墓群の整備方針等に関し必要な事項の検討が終了したときに解散する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、埋蔵文化財センターにおいて行う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、令和2年6月29日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、委員会の解散をもって効力を失う。

4 関連計画との関係

千歳市に所在する史跡の保存、管理及び公開・活用に係る事業は、千歳市第6期総合計画（平成23年（2011）3月策定。計画期間：平成23年度～令和2年（2020）度）において、取り組むべき基本的施策に位置づけられてきた。史跡キウス周堤墓群の整備事業は、この施策の具現化のため、第3期実施計画（平成25年（2013）度～平成27年（2015）度）以降、市の重点施策に掲げる事業「国指定史跡整備事業（キウス周堤墓群）」として実施計画に示されてきた。事業は令和3年（2021）度からの千歳市第7期総合計画（令和3年3月策定。計画期間：令和3年度～令和12年（2030）度）においても引き継がれ、史跡キウス周堤墓群の整備事業は第1期実施計画（令和3年度～令和5年（2023）度）に位置づけられている。

本計画は、千歳市第7期総合計画、千歳市教育振興基本計画（令和3年3月策定。計画期間：令和3年度～令和12年度）を上位計画とする史跡キウス周堤墓群保存活用計画（令和2年度策定）の実施計画という性格を有する（図1）。

千歳市第7期総合計画は、「将来にわたり人口増加が続く活気あふれるまちづくりに向け、次の時代を担う

若い世代の方々の様々な意見や、国際都市として多様な価値観を受け入れながら、市民の誇りである新千歳空港や支笏湖及び周辺の山々、また、豊富で澄んだ水が流れる千歳川や内別川など、変わることのない千歳らしさを保ちつつ、全ての市民にとって住み良く、安全で安心できる魅力的なまちとしていく」ことを基本理念として、将来都市像『人をつなぐ 世界をつなぐ 空のまち ちとせ』を実現していくための、長期的な展望に基づくまちづくりの指針であり、まちづくりの目標とその取組方向を示した本市におけるまちづくりの最上位に位置づけられる計画である。

文化財の保存と活用は、総合計画が目指す将来都市像を達成するために定めた7つの基本目標の中の「第4 充実

した学びと豊かな文化・スポーツのまち」の下、展開方針「5 文化芸術の振興と文化財の保護・継承に努めます。」に位置づけられており、「文化財の保存と活用の推進」及び「ユネスコ世界文化遺産への登録と保全の推進」の2つの基本的施策において取り組むこととしている。

千歳市教育振興基本計画は、千歳市第7期総合計画に基づく学校教育分野及び生涯学習分野の個別計画であり、史跡キウス周堤墓群保存活用計画の上位計画である。この計画では、「未来を拓く つながりの教育による ふるさと千歳を育む 人づくり」を基本理念として定め、基本目標「6 まちの魅力を高め、心を豊かにする文化芸術の振興と文化財の保護・継承」に基づき、施策「文化財の保存と調査・研究及び継承の支援」、「文化財の活用の推進」、「世界文化遺産登録と資産保護の取組の推進」を掲げて、国指定史跡整備事業（キウス周堤墓群）、指定史跡維持管理事業、文化財普及啓発事業等の各種事業に取り組むこととしている。

世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産としての観点からは、「北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画」（令和元年（2019）縄文遺跡群世界遺産登録推進本部策定）において、資産全体の保存・管理及び整備に関する方針と具体的な方策が示され、また「縄文遺跡群保存活用推進行動計画」（同上）において、縄文遺跡群の価値の保全と両立した公開・活用のための基本的な理念や方針の実現のために必要な施策の方向性、取組内容等が示されており、これらを踏まえた事業を推進するため、本整備基本計画は、上記管理計画及び行動計画との整合性を図る。

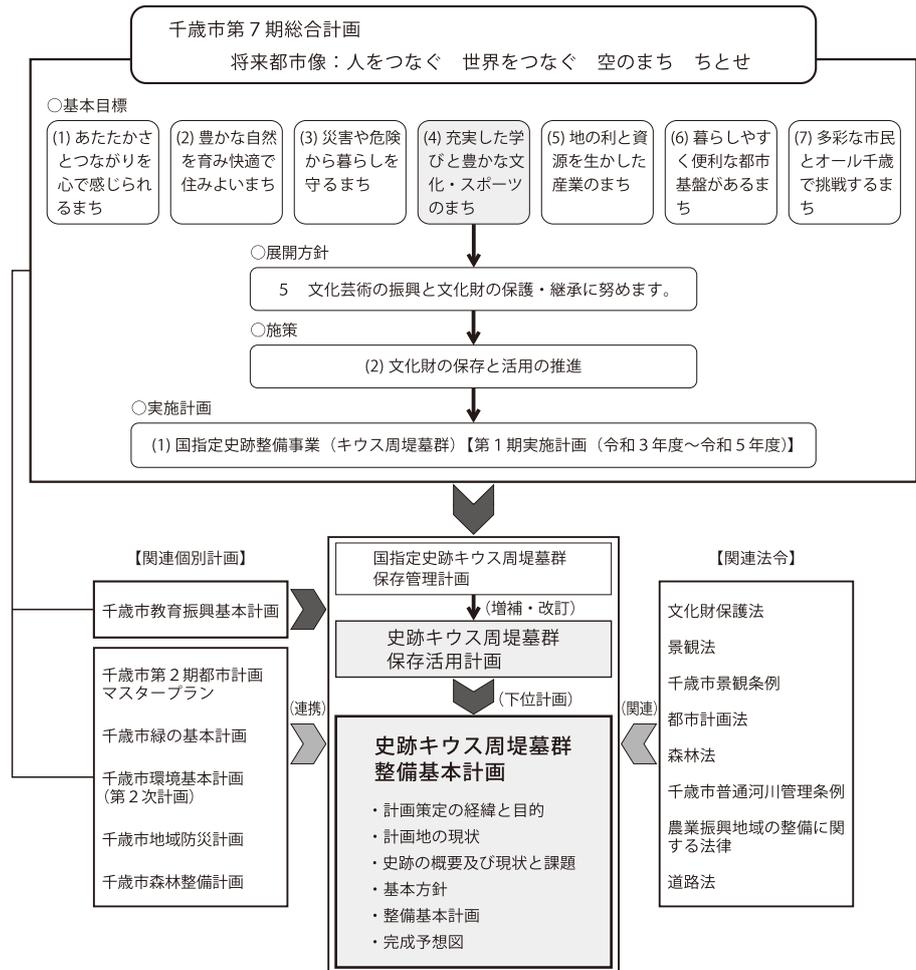


図1 関連計画との位置づけ